

学校における個人情報の取り扱いの実態と問題点

Actual Situation and the Problem of Personal Information Handling in School

長谷川元洋(金城学院大学), 小川裕之(足利市立北中学校), 大谷尚(名古屋大学)

Motohiro Hasegawa, Hiroyuki Ogawa, Takashi Otani

ghase@kinjo-u.ac.jp, ogawa@it-edu.org, otani@educa.nagoya-u.ac.jp

抄録：15 都道府県の小学校、中学校教員を対象に学校現場における個人情報の取り扱いについての実態調査を行った。その結果から、学校現場において、個人情報保護に関する意識は希薄で、また、無防備な状態であると言える実態がわかった。非常に重要な個人情報を、保有している学校は、早急に、対策を取る必要がある。

キーワード：個人情報、自己情報コントロール権、情報安全教育、情報セキュリティ

1. はじめに

2005年4月1日の個人情報保護法全面実施を控え、多くの企業がその対策に追われている。個人情報保護に関する社会全体の意識は、今後、益々、高まると思われる。学校は、児童・生徒の情報だけでなく、法定代理人（以下、保護者と表現）の勤務先や家族構成等の情報や保険証番号等も所有しており、企業以上に個人情報の厳重な管理が必要であると考える。すでに、学校にある個人情報を狙ったと思われる盗難事件も発生しており、児童・生徒、保護者、社会からの信頼を損なわないためにも、すべての学校で対策を急ぐ必要があると考える。

これに関連する先行研究としては、「初等中等教育現場における情報セキュリティに係る現状調査報告書」（経済産業省 2004）がある。ただし、これが、情報ネットワークや情報機器の運用管理面についての調査を都道府県教育センター、学校を対象に実施して考察したものであるのに対し、本研究では、まず、紙媒体の情報も含めていること、また、個々の教員が個人情報をどのように取り扱っているかを調査した点で、先行研究とは異なっている。

本稿における考察は、学校における情報利用の実態をよく知る小川（公立小学校での教育経験5年、公立中学校での教育経験11年）、長谷川（公立中学校での教育経験15年）の経験的な知見を背景として行った。また、情報安全教育（大谷1996）の視点からも考察を行つ。

2. 研究目的

本研究の目的は、学校における個人情報の取り扱いの実態を把握し、その問題と課題について考察することである。

3. 調査方法

3.1. 調査方法

- ・Webアンケートによる質問紙調査(2004年5月から2004年9月)

3.2. 調査対象

- ・長谷川が担当した「情報モラルの指導方法」に関する教員研修講座受講生（15都道府県）
 - うち公立小学校教諭143名（回答者数123名、有効回答率 83.7%）
 - うち公立中学校教諭47名（回答者数42名、有効回答率 88.1%）

3.3. 調査時の条件

アンケート調査に際し、回答者の氏名、勤務校等の情報は収集しないこと、アンケート回答を拒否する権利を保障していることを説明の上、実施した。また、個人情報保護に関する研修講座の講義を開始する前にアンケートを実施した。

3.4. 質問項目

経済開発協力機構(以下、OECDと表記)の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告(1980年9月(仮訳)OECD理事会勧告)」(日本国外務省仮訳)(1980)の「勧告付属文書プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン(日本国外務省仮訳)(1980)」にある個人情報保護に関する8原則（「収集制限の原則」、「データ内容の原則」、「目的明確化の原則」、「利用制限の原則」、「安全保護の原則」、「公開の原則」、「個人参加の原則」、「責任の原則」）のうち、「利用制限の原則」と「責任の原則」を除く6原則に対応させ、質問項目を設定した。このガイドラインを用いたのは、これが国際的な「個人情報保護の指針な役割を担っているもの」(岡村、新保 2002)であり、ヨーロッパ各国、アメリカ、日本等の個人情報保護に関する国内法の基本原則と対応しているからである。

「利用制限の原則」は公務員の守秘義務から、守られているもの、「責任の原則」は、学校教育法上、学校長に責任があると判断できるものとして、対応する質問項目を設定しなかった。

また、個人情報保護に関する研修に関する項目と、児童・生徒の個人情報が書かれた書類を自宅等へ持ち出すことを完全に禁止した場合の影響に関する質問項目も設定した。

なお、すべての質問項目は4.1.から、4.8.の表に示している。

4. 結果と考察

調査結果を4.1.から4.8.の表に示す。以下、OECDのガイドラインにある個人情報保護に関する原則別に考察を行う。

4.1.「収集制限の原則」に関する項目

児童・生徒の個人情報を収集する際に利用目的を説明しているという割合は、小学校32.5、中学校28.8%であった。一般的に、入学時や年度当初に、児童・生徒の個人情報、家族に関する情報を収集する。これは、指導要録等、法的に作成することを定められた文書を作成すること目的とした収集だけではなく、保護者の勤務先や家族構成、自宅周辺の地図等、教育指導を行っていく上で必要であると学校が判断した情報収集も含まれている。保護者が、かなりのプライバシー情報を利用目的の説明を受けること無しに、提供している背景には、学校への信頼感や、学校から提出を求められた書類は、必ず提出しなければならないという義務感があったり、子どもを預けている以上、学校には逆らえないという気持ちがあつたりすると推測する。

また、4.5の「データの公開の原則」に関する回答状況からも、利用目的を説明せずに情報を収集するケースでは、収集した情報の管理方法、保管機関、破棄の方法等の説明も行っていないと推測できる。

(収集制限の原則) 1. あなたの学校では、児童・生徒の個人情報を収集する際に、利用目的を説明していますか？

	小学校	中学校	小学校	中学校
ア.すべての個人情報に関して、利用目的を説明している。	40人	10人	32.5%	23.8%
イ.利用目的を説明しない場合もある。	71人	27人	57.7%	64.3%
ウ.特に利用目的を説明していない。	12人	5人	9.8%	11.9%

4.2.「データ内容の原則」

児童・生徒から収集した個人情報が最新、完全、正確な状態で管理されているという割合は小学校では11.4%、中学校では47.6%であった。小学校において、割合が低い理由については、個々の学級担任が管理するケースがほとんどであり、組織として、個人情報を管理する体制が取られていないことが理由であると推測できる。

(データ内容の原則) 2. 児童・生徒から収集した個人情報は常に最新・完全・正確であるように管理されていますか？

	小学校	中学校	小学校	中学校
ア.完全に管理できている。	14人	20人	11.4%	47.6%
イ.ほぼ管理できているが、一部、古い情報や間違った情報が残されている場合もある。	96人	17人	78.0%	40.5%
ウ.古い情報や間違った情報が残されている場合はよくある。	13人	5人	10.6%	11.9%

4.3.「目的明確化の原則」

「説明した収集目的と利用とが完全に合致している」と回答したのは、小学校48.0%、中学校47.6%に過ぎず、説明していない目的に利用するケースも多々あることがわかった。

(目的明確化の原則) 3. 個人情報を利用する時は、事前に説明した利用目的と完全に合致していますか？

	小学校	中学校	小学校	中学校
ア.完全に合致している。	59人	20人	48.0%	47.6%
イ.利用目的から、はずれることもあるが、その都度、児童・生徒、保護者（法定代理人）に説明して、同意を得た上で利用している。	36人	15人	29.3%	35.7%
ウ.利用目的から、はずれことがあるが、児童・生徒、保護者に特に説明せずに利用することもある。	28人	7人	22.8%	16.7%

4.4.「安全保護の原則」

安全保護の原則に関して、7つの質問項目を設定した。この結果を見ると、安全保護措置を取っているとはいえず、無防備の状態ともいえる状況である。職員室は教師だけでなく、児童・生徒、保護者、他校の教員、教材納入業者等の出入りがあり、厳格な入室管理が行われてはいない。

名簿等の資料取得目的の盗難事件が発生したり、ネットオークションに卒業アルバムが出品されている実態があることから、誰でも簡単に持ち出しができるような場所に名簿を保管していたり、重要なデータの管理が各教員の自覚だけに任せられていたりする状態は、問題があると言える。学校内は安全であるべきという理想は理解できるが、安全保護措置を取らなくても良いということにはならないと考えるべきである。

また、カメラ付き携帯電話が高解像度化し、また、動画撮影機能が付加されたことから、情報の盗撮の危険も増大している。（なお、カメラ付き携帯電話用の赤外線フィルタがインターネット上で販売されている実態もあり、猥褻画像収集目的での盗撮の危険性も増大している。これは収集した情報に関する問題ではないが、教職員、保護者がカメラ付き携帯電話を学校に持ち込むことに対して、ほとんど禁止していない実態の背景には、画像情報として、児童・生徒や教職員の望まない画像が撮影されて学校外に流通されることに対する危機意識の欠如があると言える。）

(安全保護の原則) 4. すべての個人情報を厳重に管理していますか？

	小学校	中学校	小学校	中学校
ア.厳重に管理している。	17人	7人	13.8%	16.7%

イ. 教員室の電話の近くや教員の机上等に保管されている個人情報もあり、すべての個人情報が厳重に管理されているとは言えない。	106人	35人	86.2%	83.3%
(安全保護の原則) 5. 個人情報を学校から、持ち出す際について、必ず管理職の許可を得ていますか?				
ア. 必ず、管理職の許可を得ている。	14人	8人	11.4%	19.0%
イ. 指導要録等の重要な文書のみ、許可が必要であり、日常の持ち帰り残業等のために、児童・生徒の個人情報が記載された他の文書を持ち出すことは黙認されている。	91人	28人	74.0%	66.7%
ウ. 指導要録等も含めて、黙認されている。	18人	6人	14.6%	14.3%
(安全保護の原則) 6. 個人のノートPCを業務に用いることは許可されていますか?				
ア. 許可されている。	98人	33人	79.7%	78.6%
イ. 原則、禁止であるが、黙認されている。	25人	9人	20.3%	21.4%
ウ. 禁止されている。	0人	0人	0.0%	0.0%
(安全保護の原則) 7. 学校内で使用しているPCにはウイルス対策ソフトはインストールされていますか?				
ア. 全てインストールされている。	82人	24人	66.7%	57.1%
イ. 一部、インストールされていないPCもある。	30人	17人	24.4%	40.5%
ウ. まったく、インストールされていない。	2人	1人	1.6%	2.4%
エ. わからない。	9人	0人	7.3%	0.0%
(安全保護の原則) 8. 学校内で使用しているPCにはスパイウェア対策ソフトはインストールされていますか?				
ア. 全てインストールされている。	9人	8人	7.3%	19.0%
イ. 一部、インストールされていないPCもある。	11人	16人	8.9%	38.1%
ウ. まったく、インストールされていない。	46人	18人	37.4%	42.9%
エ. わからない。	57人	0人	46.3%	0.0%
(安全保護の原則) 9. あなたの学校では、教職員、保護者がカメラ付き携帯電話を校内に持ち込むことは許可されていますか?				
ア. 許可されている。	120人	39人	97.6%	92.9%
イ. 禁止されている。	1人	3人	0.8%	7.1%
(安全保護の原則) 10. 卒業アルバム、生徒名簿等の作成に際し、外部の業者やPTA等に委託する場合において、個人情報の取り扱い方法について、説明や指導を行っていますか?				
ア. 行っている。	43人	20人	35.0%	47.6%
イ. 行っていない。	80人	22人	65.0%	52.4%

4.5. 「公開の原則」

児童・生徒、保護者に対して、データ収集の実施方針、データの存在、利用目的、管理者等の明示を行っている割合は、小学校 14.6%、中学校 14.3%であり、非常に低い割合であった。

(公開の原則) 11. 児童・生徒、保護者(法定代理人)に対し、データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示していますか?				
ア. している。	18人	6人	14.6%	14.3%
イ. していない。	105人	36人	85.4%	85.7%

4.6. 「個人参加の原則」

自己に関するデータの所在や内容が確認できること、それに関して古い情報や間違い等があった場合には異議申し立てを行い、修正を求めることができることを説明しているケースは、小学校 14.6%、中学校 14.3%であった。

長谷川は、この原則に関連して、自己情報コントロール権についての教育は、児童・生徒が情報化社会で生きるために必要だと考えている。また、その教育は、学校が児童・生徒と保護者に自己情報コントロール権を保障することによって実現されると考えている。

(個人参加の原則) 12. 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、または異議申立てを保証していますか?				
ア. している。	13人	6人	10.6%	14.3%
イ. していない。	110人	36人	89.4%	85.7%

4.7.個人情報保護に関する研修

個人情報保護条例を読んだことがある教員は小学校 26.0%，中学校 21.4%であった。また、個人情報保護に関する研修を受けたことがあると回答した教員は小学校 25.2%，中学校 19.0%であった。このことから、個人情報保護に関する知識を習得したり、意識を高めたりする機会は十分ではない状況にあると言える。

13.あなたは今日までに個人情報保護条例の条文を読みだすことがありますか？

	小学校	中学校	小学校	中学校
ア. はい。	32人	9人	26.0%	21.4%
イ. いいえ。	91人	33人	74.0%	78.6%
14.あなたは個人情報保護に関する研修を受けたことがありますか？				
	小学校	中学校	小学校	中学校
ア. ある。	31人	8人	25.2%	19.0%
イ. ない。	92人	34人	74.8%	81.0%

4.8.個人情報を学校外に持ち出すことが禁止された場合の影響について

多くの教員が、児童・生徒の個人情報を学校外に持ち出すことができなくなった場合、これまで自宅でやっていた仕事の多くを学校に残って勤務時間外にやらなければならなくなると回答した。この項目に関して、小学校に比較して、中学校の教員の方が、回答比率が大きいことは、放課後にクラブ指導や委員会活動指導等が有り、事務作業を勤務時間内に行うことができない実態が背景にあるためだと推測している。

これを、「安全保護の原則」に関連したアンケート結果とも関連させて考えれば、教員が私費で購入したPCを学校の業務に使用し、個人情報を含む書類を自宅に持ち帰って業務をこなしており、また、管理職もそれを認めている実態がある。

個人情報保護の観点から、教員が私生活と仕事を区別できる勤務状態を作り、かつ、教育指導の質、量を低下させないような工夫が必要であろう。（これを実現する方法は多様に考えられようが、たとえば、土曜日を勤務日として事務作業に専念する時間とし、代わりに夏休み等の長期休業日に代休を取らせるような方法も考えられる。）

15.園児、児童・生徒およびその家族に関する個人情報が記載された一切の書類、データを学校外に持ち出すことができなくなった場合、現在、学校で行われている教育活動にどのような影響を及ぼすと思いますか？（複数選択可）

	小学校	中学校	小学校	中学校
a. サービス残業が増える。	62人	28人	78.5%	96.6%
b. これまで学校外で行っていた仕事を勤務時間内に行うことによって、園児、児童・生徒への対応時間が減少する。	47人	21人	59.5%	72.4%
c. 生徒指導、進路指導が十分できなくなる。	32人	18人	40.5%	62.1%
d. 個々の生徒に対応した学習指導や教材研究の時間が減少する。	37人	16人	46.8%	55.2%
e. 保護者とのコミュニケーションが取れなくなる。	41人	10人	51.9%	34.5%

5.まとめ

日本の学校の文化は、基本的に人を信じる文化であり、また、それを前提として教育活動が行われている。教育はこれまで善意を前提になされ、悪意の存在に注意を払ってこなかった傾向がある。そのため、悪意を持った者の視点からは、無防備な場所となってしまっており、対策を取る必要があると言える。

大谷（1997）がインターネットの教育利用に関して「教師や子どもが慣れない新たな文化に出ていくなら、それを自覚し、相応の準備が必要なのである。」と指摘しているように、個人情報の保護に関しても、自覚と相応の準備が必要であると考える。児童・生徒や教職員を被害者にしないためにも、また学校教育を、将来の社会において問題のない形で継続・発展させるためにも、早急な対策が必要である。

謝辞

質問紙調査に関わり、明治大学の夏井高人教授（法情報学）に、ご助言、ご指導を頂きました。ここに感謝の意を表します。

参考文献

- 1)OECD（日本国外務省仮訳）(1980)プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告（1980年9月（仮訳））<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/privacy.html>
- 2)大谷 尚(1996) 情報リテラシーの基底としての学校教育における「情報」の機能と意義の検討、日本科学教育学会 第20回年会講演論文集
- 3)大谷 尚(1997)インターネットは学校教育にとってトロイの木馬か 一テクノロジーの教育利用と学校文化ー、「学習評価研究」No.29 1997 Spring pp42-49
- 4)岡村久道、新保史生(2002) 電子ネットワークと個人情報保護 一オンラインプライバシー法入門ー 財団法人 経済産業調査会、P95
- 5)経済産業省(2004)初等中等教育現場における情報セキュリティに係る現状調査報告書
<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/elementary.html>